

国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則 平成21年4月1日 21 経教 規則第11号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構(以下「機構」という。)に勤務する教育職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職名) 第2条 この規則の適用を受ける職員の職名は、<u>特任教員(研究支援員)</u>(以下「特任教員」という。)とする。</p> <p>(雇用期間) 第3条 <u>特任教員</u>の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。</p> <p>(雇用契約の更新) 第4条 <u>特任教員</u>の雇用契約は、勤務実績を勘案し、当初の採用日から3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>(給与) 第5条 <u>特任教員</u>の給与は、必要な事項を別に定める。</p> <p>(所定労働時間) 第6条 <u>特任教員</u>の労働時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分、1週間当たり38時間45分以内とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表のとおりとする。</p> <p>(退職手当) 第7条 <u>特任教員</u>の退職手当は、これを支給しない。</p> <p>(その他) 第8条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構(以下「機構」という。)に勤務する教育職員(以下「教育職員」という。)の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職名) 第2条 この規則の適用を受ける教育職員の職名は、<u>国立大学法人東京農工大学職員の職階別に関する規程第2条に規定する職名とする。</u></p> <p>(雇用期間) 第3条 <u>教育職員</u>の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。</p> <p>(雇用契約の更新) 第4条 <u>教育職員</u>の雇用契約は、勤務実績を勘案し、当初の採用日から3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>(給与) 第5条 <u>教育職員</u>の給与は、必要な事項を別に定める。</p> <p>(裁量労働制) 第6条 <u>教育職員</u>の労働時間は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第38条の3の規定により労使協定を締結して、当該労使協定により協定した時間を勤務したものとみなす。</p> <p>(退職手当) 第7条 <u>教育職員</u>の退職手当は、これを支給しない。</p> <p>第8条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

別表（第6条関係）

労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	午後0時00分から午後1時まで

削除

附 則（21経教規則第22号）

この規則は、平成21年7月27日から施行する。